

三股町森林整備計画 変更計画書

計画期間

自令和 5年 4月 1日

至令和 15年 3月 31日

令和 7年変更

宮 崎 県
三 股 町

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、宮崎県の南西、都城盆地の東部に位置し、霧島山系の高峰、高千穂峰をはるか西に望み、東は日南市に、西は都城市に、北は宮崎市に接している。町面積は11,002haで、東西に18km、南北に12.7kmのやや東西に細長い地形をし、東部及び南部地域では鰐塚山系の山並みが広がり、主に山林地帯となっている。西部地域では都城盆地の平野が広がり、農地や市街地が形成され、また東部の鰐塚山系に源を発する大淀川水系の沖水川が、本町の中央を西流している。

本町の総面積11,002haのうち7,929haが森林で林野率約72%を占めており、森林資源に恵まれている。その内訳は、国有林が2,784ha、民有林が5,145haとなっている。民有林の人工林面積は3,399ha（人工林率69.9%）となっているが、35年生以下の若い林分が35.0%を占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが重要である。このため、木材資源を循環的に利用する観点から、既存人工林の適切な施業及び公益的な機能の発揮に対する要請及び多様な木材需要に対応するため、立地条件に応じて長伐期施業、育成複層林施業への誘導や有用広葉樹育成のための天然生林施業を実施。また、多様性に富む健全な森林の整備を促進し、生産基盤の整備等、森林の持つ経済的機能と公益的機能を図り、魅力ある森林環境の形成が必要である。町有林伐採跡地については、水源かん養や野生鳥獣の保護等のため、広葉樹の植栽を実施し、民有林においては、放棄林解消のために、ふるさとの森おこし事業により広葉樹苗の補助を実施している。

林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要の低迷、林業経営費の上昇に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、また林業労働者の高齢化と減少により、間伐、保育及び伐採後の造林等が適正に実施されない森林がある。また長伐期育成の促進を図る観点から、保育・間伐に重点を置いた施業を進めるほか、森林の公益的機能の充実と多様的な森林整備、流通体制の整備、林内路網の整備拡充及び森林の総合的利用の推進に努めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源かん養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

町民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成を考慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増

進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないうえ、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する。また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属性性のない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者等へ経営等の受委託の働きかけを積極的に行い、意欲ある森林組合等の林業事業体や森林所有者への経営等の集約化を図るとともに、流域を単位とした森林の集団化については、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施、路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により施業の確実な実施の促進を図るものとする。あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林管理の適正化を図る。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「I の 2 の森林整備の基本方針」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 10 条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。

第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本町内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる年齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、本町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すものではない。

| 地 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|------|-------|------|---------------|-------------|---------------|
| | ス ギ | ヒ ノ キ | マツ類 | その他の 針 葉 樹 | クヌギ ・ナラ類 | その他の 広 葉 樹 |
| 本町全域 | 35 年 | 40 年 | 30 年 | 40 年 | 10 年 | 10 年 |

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す方法に従って適切に行うものとする。

| 施業の区分 | | 標準的な方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----|--|----------|-------|--------|--|----|----|---------|----------|--|--|------|-------|------|------|----|-----|--------|-------|------|-------|-------|--------|-----|-----|--------|-------|------|-------|-------|--------|-----|-----|--------|-------|------|
| 育成単層林施業 | | <p>現在の森林が人工林であるか、又は主伐後人工造林を行うことが適当な天然林を皆伐する場合は、自然的条件及び森林の公益的機能の確保を考慮して、1箇所当たりの伐採面積を適切な規模とともに、伐採箇所の分散に配慮するほか、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を積極的に設置する。</p> <p>特に、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）及び「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」（平成30年11月28日宮崎県森林經營課）に基づき、地形、地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出等を引き起こさないよう留意する。また、人工林の主伐は、地域の高齢級の森林が急増することを踏まえ、公益的機能の発揮と調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本町における主伐の時期は、下表を目標として定める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">主伐時期の目安</th> <th colspan="3">標準的な施業体系</th> </tr> <tr> <th>生産目標</th> <th>仕立て方法</th> <th>期待径級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本町全域</td> <td rowspan="2">スギ</td> <td>35年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>28cm</td> </tr> <tr> <td>70年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>42cm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ヒノキ</td> <td>40年</td> <td>一般構造用材</td> <td rowspan="2">中庸仕立て</td> <td>26cm</td> </tr> <tr> <td>80年以上</td> <td>一般大径材</td> <td>40cm以上</td> </tr> <tr> <td>クヌギ</td> <td>10年</td> <td>しいたけ原木</td> <td>中庸仕立て</td> <td>12cm</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 地区 | 樹種 | 主伐時期の目安 | 標準的な施業体系 | | | 生産目標 | 仕立て方法 | 期待径級 | 本町全域 | スギ | 35年 | 一般構造用材 | 中庸仕立て | 28cm | 70年以上 | 一般大径材 | 42cm以上 | ヒノキ | 40年 | 一般構造用材 | 中庸仕立て | 26cm | 80年以上 | 一般大径材 | 40cm以上 | クヌギ | 10年 | しいたけ原木 | 中庸仕立て | 12cm |
| 地区 | 樹種 | 主伐時期の目安 | 標準的な施業体系 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 生産目標 | 仕立て方法 | 期待径級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本町全域 | スギ | 35年 | 一般構造用材 | 中庸仕立て | 28cm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 70年以上 | 一般大径材 | | 42cm以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ヒノキ | 40年 | 一般構造用材 | 中庸仕立て | 26cm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 80年以上 | 一般大径材 | | 40cm以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | クヌギ | 10年 | しいたけ原木 | 中庸仕立て | 12cm | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>なお、用材向け広葉樹等については樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 育成複層林施業 | | <p>自然的条件や林業技術体系等から、クヌギ・ナラ林等ぼう芽による更新が確実な林分を皆伐する場合は、1箇所当たりの伐採面積、伐採箇所及び高性能林業機械等による伐採・搬出方法等については「皆伐後人工造林を行う森林」に準ずるほか、更新を確保するため伐区の形状に配慮するとともに、優良なぼう芽を発生させるための適期伐採に留意する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>択伐を行う場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等に配慮しながら行うものとするが、上層木の伐採に当たっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することを目標に、下層木となる植栽木や天然更新木の生育を確保するため、適正な伐採率、繰り返し期間とする。</p> <p>皆伐による場合は、林地生産力や気象条件、林内路網等を考慮するほか、適正な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行う。</p> <p>また、立地条件、下層木の生育状況等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。</p> <p>天然更新を前提とする場合は、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 一伐区当たりの伐採面積

一伐区当たりの伐採面積は、木材生産機能森林、公益的機能別施業森林を含む全ての森林において20ha以下とし、地形、地質等林地の状況を踏まえ、自然災害、人的災害等の各種被害を起因しない適正かつ最小の伐採面積とすること。また、伐採跡地についても、地形、地質等林地の状況にあった更新に努め、林地の保全や枝葉の処理、近隣の民家・線路等公共施設の配慮に努める。

4 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形、地質等林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置する等、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害、人的災害等の各種災害が起因しないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努める。

また、伐採箇所には、市町村森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため町が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図る。

さらに、伐採に当たっては事前に隣接森林所有者との境界確認を行い無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届け出が必要でないか確認を行う。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適格な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨として自然条件、地域における人工造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、クヌギ等を主体とし、必要に応じて多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含める。

また、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努める。

なお、広葉樹造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書」（1996年3月宮崎県林業総合センター）等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定する。

| 区分 | 針広葉樹別 | 樹種名 |
|-----------|-------|---|
| 人工造林の対象樹種 | 針葉樹 | スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ |
| | 広葉樹 | クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類 |

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）林業普及指導員又は本町の林務担当部局等と相談のうえ、適切な樹種を選定する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数については、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保育林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。また、成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努める。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

| 樹種 | 植栽本数（本/ha） | 備考 |
|----|------------|----|
| | | |

| | | |
|-------|---------------|--|
| ス ギ | 1,500 ~ 3,000 | |
| ヒ ノ キ | 2,000 ~ 3,500 | |
| ク ヌ ギ | 2,000 ~ 3,500 | |

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定する。

イ その他人工造林の方法

| 区 分 | 標 準 的 な 方 法 |
|----------|--|
| 地ごしらえの方法 | 伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮する。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業を同時並行して機械地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など作業工程の効率化に努める。 |
| 植え付けの方法 | 気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して植付け方法を定めるとともに適期に植え付ける。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組む。 |
| 植栽の時期 | 苗木の活着と成長が図られるよう、適期、通常は春に植栽する。 なお、コンテナ苗については、その特性から植栽時期の分散を推進する。 |

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了する。

択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了する。

なお、保安林にあっては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等から見て、主として天然力を活用することにより的確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

| | |
|----------------|---|
| 天然更新の対象樹種 | 「宮崎県天然更新完了基準」(平成19年10月宮崎県環境森林部、附属資料2)による。 |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | 宮崎県天然更新完了基準による。 |

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹種 | 期待成立本数 |
|-----------------|-----------------|
| 宮崎県天然更新完了基準による。 | 宮崎県天然更新完了基準による。 |

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分 | 標準的な方法 |
|------|---|
| 地表処理 | タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うものとする。 |
| 刈出し | タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うものとする。 |
| 植込み | 天然更新が不十分な箇所について行うものとする。植え込む樹種は林地の気候、地形、土壤条件、既存の成林の生育状況、地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度、耐陰性に配慮し適正なものを選定するものとする。植栽本数は、天然稚樹の生育状況に勘案して決めるものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くものとする。 |

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行い、更新が完了していないと判断される場合には植栽等により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了する。

なお、更新が完了していないと判断される場合には、植え込み等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定める。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、主伐後の適確な更新を図るため、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除く。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|-------|
| 該当なし。 | 該当なし。 |

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

IIの第2の1の(1)による。

② 天然更新の場合

IIの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本有の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を 10,000 本/ha とする。

なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定以上の余裕を加えた樹高以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進する。

1 目的

天然力を活用した更新の完了を判断する基準を作成し、地域森林計画等に規定する適切な天然更新を図ることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象となる森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成功地等とする。

3 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の先駆種樹種、ブナ科、ニレ科、クスノキ科等の広葉樹であって、将来高木となりうる樹種（以下「更新木」という。）を対象とする。

（別紙「宮崎県天然更新完了基準 主要更新対象樹種一覧表」参照。）

なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱う。

4 天然更新完了の基準

（1） 更新対象地において、概ね均等に、樹高 0.5m 以上の更新木の後継樹が ha 当たり 約 3,000 本以上（立木度 3 以上）生育していること。

なお、ぼう芽により一株当たり 3 本以上発生した更新対象樹種については、3 本として計上する。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分本数}}{\text{当該林分の林齢に対応する期待成立本数}} \quad (\text{十分率})$$

※期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

（2）（1）の条件を満たさない場合は、植栽等を実施し、確実な更新を図るものとする。

（3）上記の条件に関わらず、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合や作業路の開設等の影響により土砂流出や林地の荒廃が見られる場合は、速やかに防除対策または土砂流出防止対策等、適切な対策を実施する。

5 更新調査の方法

（1）調査の時期

更新調査は、伐採後概ね 4 年を経過した時点で実施する。

（2）調査方法

調査の方法は、原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認ができる場合は目視とすることができる。

（3）標準地調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

① 対象地が 1 ha 未満の場合は、1 箇所以上。

② 対象地が 1 ha 以上～5ha 未満の場合は、2 箇所以上。

③ 対象地が 5ha 以上～10ha 未満の場合は、3 箇所以上。

④ 対象地が 10ha 以上の場合は、10ha から 5 ha 増すごとに 4 箇所に 1 を加算した箇所以上。

（4）標準地プロットの大きさ

1 プロットは 25 m² とし、5m×5m の方形または半径 2.8m の円形で設定する。

（5）添付書類

調査箇所毎に、野帳（目視の場合は除く。）及び全景、近景の写真を各 1 部ずつ添付する。

（6）その他

天然更新補助作業を実施した場合は、一定の経過観察期間において、再度、天然更新完了を判断する調査を実施すること。

6 その他

今後、天然更新の状況調査を踏まえ、必要に応じて当該基準の見直しを検討する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要な作業である。本町においては、昭和30年代から始まった拡大造林による人工林面積の43%が保育対象林齡級となっているものの、十分に保育が実施されない状況にあることから、間伐、及び保育作業について適切な時期及び方法により積極的に推進する。

特に間伐の実施については、

- 森林組合等による育林推進活動
 - 研修会の開催等による森林所有者への普及指導及び制度紹介
- 等の体制整備のはか、作業路の集中整備、森林組合の林内作業車等導入に対する支援等基盤整備を図る。

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として「宮崎県間伐技術指針」等に基づき実施するものとするが、標準的な方法を次のとおり定める。

| 樹種 | 施業体系 | 植栽本数 (本/ha) | 実施すべき標準的な林齡(年) | | | | 標準的な方法 |
|-----|--------------|---------------------|------------------------------------|---------------|--|------|--|
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目 | 4回目~ | |
| スギ | 一般構造用材 | 2,000 ~ 3,000 | 13 | 17 | 24 | | 「宮崎県間伐技術指針」(昭和53年3月宮崎県林務部)及び「宮崎県長伐期施業技術指針」(平成20年3月宮崎県環境森林部)、以下「長伐期施業技術指針等」という。)等により実施する。 |
| | | | ~ | ~ | ~ | | |
| | | | 16 | 23 | 30 | | |
| | 一般大径材 | | (例) 標準伐期齡未満 10年 標準伐期齡以上 15年 の場合 | | | | |
| | | | 初回 | 2回目 | 3回目~ | | |
| | | | 18 ~ 22 | 25 ~ 29 | 標準伐期齡以上で 間伐をする場合は 15~20年おきに実 施する。 | | |
| ヒノキ | スギの施業体系に準ずる。 | | | | | | |

なお、森林經營計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表による。

| 間伐の間隔(スギ、ヒノキ共通) | |
|-----------------|---------|
| 標準伐期齡未満 | 標準伐期齡以上 |
| 15年 | 20年 |

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。

(1) 時期及び回数

| 保育の種類 | 樹種 | 実施林齢 | | | | | | | | | | | | |
|-------|------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 下刈 | スギ ヒノキ クヌギ | ↔ | | | | | | | | | | | | |
| つる切り | | | | | | | | ↔ | | | | | | |
| 除伐 | | | | | | | | ↔ | | | | | | |

注) : ←→期間に各施業を必要に応じて実施する。

(2) 方法

| 保育の種類 | 標準的な方法 | 備考 |
|-------|---|----|
| 下刈 | 通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払う。また、雑草木の繁茂状況が著しい時は、2回以上実施する。 | |
| つる切り | つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施する。 | |
| 除伐 | 造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に下刈り終了後3~6年頃に1~2回程度実施する。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど現地の実態に応じて適切に実施する。 | |
| 枝打 | 通常、すそ枝打ち（手の届く範囲）や枯れ枝落し等最小限度行うこととするが、優良材生産にあっては、若齢級から生産目標に応じた枝打ちを行う。 | |

3 その他間伐及び保育の基準

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意する。

(1) 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うつ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行う。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施する。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発根が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

(2) 下刈

標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、植生の繁茂状況に応じて追加して行うこととする。また、雑草木の繁茂が著しく、造林木の成長に悪影響を及ぼす場合は、2回刈りを行う。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

(4) 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成する。

(5) 鳥獣被害対策

鳥獣被害対策については、野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を次のように定める。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に定める。

当該森林の区域は別表1に表示。

イ 森林施業の方法

伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保する。

伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長する。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+10年）

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------------|-------------|-------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他の 針葉樹 | クヌギ ・ナラ類 | その他の 広葉樹 |
| 本町全域 | 45年 | 50年 | 40年 | 50年 | 20年 | 20年 |

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流水及び地中水の集中流下する地形を含んだ土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壤等の土壤を含む土地に存する森林等について定める。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定める。

④ 水源の養機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林

「(1) 水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」のうち、クヌギ・ナラ類等を主林木とする森林等について定める。

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべき森林施業方法ごとに別表2に定める。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気汚染の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持管理又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保する。

なお、伐期の延長は、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については採伐による複層林施業を推進すべき森林と定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。長伐期施業を適正に実施するため、長伐期施業技術指針等を参考にする。

森林の伐期齢の下限（標準伐期齢+5年）

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------------|-------------|-------------|
| | スギ | ヒノキ | マツ類 | その他の 針葉樹 | クヌギ ・ナラ類 | その他の 広葉樹 |
| 本町全域 | | | | | 15年 | 15年 |

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

| 区 域 | 樹 種 | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-------------|-------------|-------------|
| | ス ギ | ヒノキ | マツ類 | その他の 針葉樹 | クヌギ ・ナラ類 | その他の 広葉樹 |
| 本町全域 | 70年 | 80年 | 60年 | 80年 | 20年 | 20年 |

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等との開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件及び社会条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林について、必要に応じて定める。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

具体的には、森林毎の地位指数と地利級によって算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定する。

| 地位 | 地 利 | | |
|----|--------|-----------|--------|
| | 200m以内 | 200m~500m | 500m以上 |
| 1 | 1等地 | 1等地 | 2等地 |
| 2 | 1等地 | 2等地 | 3等地 |
| 3 | 2等地 | 3等地 | 3等地 |

地位：土壤型や表層地質、標高等を基礎にスコア表を作成し判定

地利：路網からの距離から3つに区分

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意する。

具体的には、林班単位で人工林が過半、かつ、木材等生産機能がHの森林が過半、かつ、林班の傾斜区分の平均が緩又は中、かつ、路網等からの距離が200m未満の森林等から設定する。ただし、災害が発生する恐れのある森林を除く。

(2) 森林施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるよう努める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表1】

| 区分 | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|---|--|----------|
| 水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 2・4・5・6・7・11・12 13(一部を除く)・14(一部を除く)・15・16・18・19(ア-3-3を除く)21・25・26・29・30・33林班(才)・50・63(イ-1-1を除く)・64林班(一部を除く) | 1,478.67 |
| 水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林 ◎※保安林内にあるシイタケ原木等(独自ゾーニング) | | |
| 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 45林班(エ小林班一部) 55林班(ア小林班一部) 上米生活環境保全林 | 10.02 |
| その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | | |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 1~68林班 | 5,144.80 |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | 該当なし | |

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもつて代えることができる。

【別表2】

| 施業の方法 | | 森林の区域 | 面積 (ha) |
|-------------------------|---------------------------|--|----------|
| 伐期の延長をすべき森林 | 標準伐期齢+10年 | 2・4・5・6・7・11・12 13(一部を除く)・14(一部を除く)・15・16・18・19(ア-3-3を除く)21・25・26・29・30・33林班(才)・50・63(イ-1-1を除く)・64林班(一部を除く) | 1,478.67 |
| | 標準伐期齢+5年 | | |
| 長伐期施業を推進すべき森林 | | 55-ア-336, 55-ア-338 55-ア-340, 55-ア-339 55-ア-341-1 (上米生活環境保全林) | 3.16 |
| 複層林施業を推進すべき森林 | 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) | | |
| | 択伐による複層林施業を推進すべき森林 | | |
| 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | | 45林班(エ小林班一部) 55林班(ア小林班一部) 上米生活環境保全林外 (上米生活環境保全林) | 6.86 |

- 3 その他必要な事項
なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、市町村による森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。あわせて、航空レーザー測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。

このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林G I Sを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受託を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業の受託等に必要な森林所有者情報等は、個人情報の保護の十分に配慮しながら、意欲ある施業プランナー等に提供する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者自らが経営管理できない森林については、県と連携し、森林経営管理制度に基づき「ひなたのチカラ林業経営者」による適切な経営管理を推進する。また、公益性が高い場所で人工林としての管理が困難な森林については、森林環境譲与税を活用し、針広混交林や広葉樹林化

を促進する。

5 その他必要な事項 なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林家の大部分は経営規模が3ha未満の零細所有者で、また、森林所有者が主に兼業農家であり、職場の休日や農業の周年労働状況の中で山林を管理しているため、森林に対する関心が薄くなっている。従って、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等の代表者で推進体制を整備し、森林施業実施に関する合意形成を図る。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進を通じて資本の整備、作業班の拡充・強化等事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模かつ高齢の森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

このため、町内全域を対象に森林施業共同化を推進し、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図ると共に、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を推進する。

その他、森林所有者に対し、地区集会等の機会を通じて森林整備等の重要性を周知するとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業への参画を促す。また、不在村森林所有者に対しては、森林組合等が中心となって現地調査を行った上で施業の意向把握に努め除間伐等の推進を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 森林施業計画の共同作成者全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施すること。
- 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項 なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

木材の搬出を伴う間伐の実施や多用な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

（1）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整

備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備する。

| 区分 | 作業システム | 路網密度(m/ha) | | |
|-----------------|-----------|------------|------|--------------|
| | | 基幹路網 | 細部路網 | 合計 |
| 緩傾斜地(0° ~15°) | 車両系作業システム | 30以上 | 80以上 | 110以上 |
| 中傾斜地(15° ~30°) | 車両系作業システム | 23以上 | 62以上 | 85以上 |
| | 架線系作業システム | 23以上 | 2以上 | 25以上 |
| 急傾斜地(30° ~35°) | 車両系作業システム | 16以上 | 44以上 | 60以上 <50> |
| | 架線系作業システム | 16以上 | 4以上 | 20以上 <15> |
| 急傾斜地(35° ~) | 架線系作業システム | 5以上 | - | 5以上 |

注1 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

② 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

持続可能な林業経営を実現するためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が重要であることから、傾斜、地形、地質、森林の生育状況や自然条件、森林の所有形態、事業体の規模、木材加工体制などの社会条件を踏まえ、次のとおりとする。

| 路網整備等推進区域 | 面積(ha) | 開設予定路線 | 開設予定延長 | 対図番号 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|------|----|
| 大ハ重地区 | 433.49 | 1号 | 370 | (1) | |
| | | 2号 | 640 | (1) | |
| | | 3号 | 680 | (1) | |
| | | 4号 | 510 | (1) | |
| | | 5号 | 1,380 | (1) | |
| | | 6号 | 330 | (1) | |
| | | 7号 | 350 | (1) | |
| | | 8号 | 270 | (1) | |
| | | 9号 | 550 | (1) | |
| | | 10号 | 970 | (1) | |
| 椎ハ重地区 | 426.66 | 11号 | 230 | (1) | |
| | | 12号 | 340 | (1) | |
| | | 13号 | 520 | (1) | |
| | | 14号 | 1,890 | (1) | |
| | | 15号 | 1,850 | (1) | |
| | | 16号 | 2,060 | (1) | |
| | | 17号 | 470 | (1) | |
| | | 18号 | 1,050 | (1) | |
| 川内地区 | 141.00 | | | | |

(2) 作業路網の整備に関する事項

① 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道等路網の開設については、傾斜や降雨量等の自然条件、森林施業や木材搬出の事業量及び環境負荷の低減に配慮する。

なお、国・県道と連絡し、森林と地域内集落及び市場とを結ぶなど路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮等に見合った規格・構造となるよう配慮する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じ

た整備を推進する。

単位 延長 : km 面積 : ha

| 開設／拡張 | 種類 | 区分 | 位置 (字、林班等) | 路線名 | 延長(m)及び箇所数 | 利用区域 面積 | 前半 5ヶ年の 計画箇所 | 対図 番号 | 備考 |
|-------|------|-------|---------------|-----|------------|------------|--------------------|----------|----|
| 開設 | 自動車道 | 林業専用道 | | 高畠 | 1700 | 209 | | | |

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」及び「民有林林道台帳について」に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしている。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要である。

これまで本町では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施業を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところである。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)を基本とし、宮崎県が定める「宮崎県作業道等開設基準」(平成 20 年 3 月宮崎県環境森林部)、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」(平成 30 年 11 月 28 日宮崎県森林経営課)等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し整備を推進する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)や「宮崎県作業道等開設基準」(平成 20 年 3 月宮崎県環境森林部)、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」(平成 30 年 11 月 28 日宮崎県森林経営課)に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に維持・管理する。

(3) その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場、高性能林業機械等保管庫、土捨場等を整備する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林家の大部分は経営規模が 3ha 未満の小規模所有者であり、また、保育対象齢級の森林が多いことから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林の施業又は経営の長期委託や、森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努める。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとする。

(1) 林業労働者の育成・確保

本町林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

就業相談会の開催や就業体験等の実施、「みやざき林業大学校」における技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による新規就業者の確保や、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーターの養成研修の実施など段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れの検討等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、技能等の客観的な評価の促進により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入等や労働安全対策の強化等による

労働環境の改善を図る。

(2) 林業後継者等の育成

- ① 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合労務班の育成強化が急務となっている。
- ② 林家に対しては、県内外の木材市況の動向等の情報を提供するとともに、木材需要の拡大について関係機関と連携を図ることとし、林業経営の魅力を高めるようにする。
- ③ また各種林業補助施策の導入、地方財政措置の活用を通じて、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、これら施策などの啓発、普及及び後継者の育成に努める。

(3) 林業事業体の育成強化方策

本町の林業の中心的な担い手である森林組合においては、施業の共同化による事業量の拡大、受託体制の整備を図り、作業班員の就労の安定化を図るとともに、労務班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤労体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努める。

森林組合や素材生産業者などの林業事業体を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき意欲ある事業体の認定を行うとともに、認定した事業体に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進する。

また、森林組合と林業事業体の事業連携や林業事業体の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林は現在、保育、間伐等の森林施業が最も必要な資源構成となっており、今後は主伐期を迎える人工林が急速に増大することとなっている。また、林業従事者の減少及び高齢化が続くなか、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題である。

なお、高性能林業機械の使用にあたっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」（平成20年3月宮崎県環境森林部）、及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとする。

| 区分 | 機械作業システム | 主要機械 |
|-----|-----------------|---------------------|
| 専業型 | 緩斜地 高性能大型車両系 | ハーベスター、プロセッサ、フォワーダ |
| | 傾斜地 大型架線系 | タワーヤーダ、集材機、プロセッサ |
| 兼業型 | 緩斜地 簡易小型車両系 | 小型のスキッダ・プロセッサ |
| | 傾斜地 簡易小型架線系 | 小型のタワーヤーダ・集材機・プロセッサ |

(3) 林業機械化の促進方策

- ① 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ② 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進
- ③ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④ 高性能林業機械のオペレーター育成のための県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 本町の森林資源の状況は、民有林面積 5,047ha、蓄積量 1,830 千m³となっており、主な林産物は、木材、木炭生産である。木材・製材業（木材・製材業者登録者数）が 16 箇所である。

今後、飛躍的な増大が予想される素材生産量に対応するためには、広域施設として市場の整備拡充や素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備する必要があるため、都城市と連携をとり検討を進めていく。また、県内施設が整備する木質バイオマス発電施設の燃料として、木材の新たな需要が見込まれることから、木材の供給システムの構築を検討する。

特用林産物の生産は、木炭 13.4 t 等となっている。しかし、労働者の高齢化や減少等によ

り減退し、今後は、労働の省力化を図るとともに、販路の拡大や流通体制の促進を図る。

(2) 木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

○ 林産物（特用林産物）の生産・加工・流通・販売施設の整備計画
該当なし

4 その他必要な事項

平成24年度4月より森林の土地を所得したときは、所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村に、森林の土地の所有者届出書の提出が必要である。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定める。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行う。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行なながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図る。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるもの））、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

【別表3】

| 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 | 面積(ha) |
|---------|-------|--------|
| ニホンジカ | 該当なし | |

2 その他必要な事項

鳥獣害防止区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う事業体や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努める。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病害虫等によ

る被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

また、新たに発生する森林病害虫については、情報把握や防除方法等の状況提供に努める。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

1 (1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに被害跡地の復旧に努める。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進する。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行う。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事防止パレード等による町民への発生防止の啓発活動を行うとともに、森林巡視等を適宜実施する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「三股町火入れに関する条例」に基づき申請し、申請どおりに実施する。

また、着火する際には、必ず風下かつ山頂部から行う。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は老齢林等のため被害を受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて、町長が個別に判断し伐採を促進する。

また、病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等についても、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断する。

(2) その他

森林所有者等による、日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

4 その他必要な事項

なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 区域

| 区域名 | 林班 | 区域面積 (ha) |
|-------|---|-----------|
| 長田 1 | 13、14、31、57、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68 | 1,023.35 |
| 長田 2 | 32、33、34、35、36、37、38、39、40 | 662.90 |
| 樺山 1 | 42、43、44、45、55、56、57、58 | 514.50 |
| 樺山 54 | 54 | 208.19 |
| 宮村 | 46、47、48、49、50、51、52、53 | 750.50 |

(2) 大規模な森林施業の集約化と路網整備を一体的に進めることにより、欧米等に対抗できる生産コストの低減を実現するために、森林経営計画の早急な策定を推進し、低コスト林業等の確立に努める。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町民生活が多様化する中で、森林のもつ多様な機能が理解され、ボランティアが参加する植樹活動やみどりの少年団の学習の場として森林が利用されている。今後も、多くの町民が森林をフィールドとしてふれ合える機会を創出し、地域の活性化に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町は、上米公園に生活環境保全林が整備されており、都会に住む人々が本町の生活・文化・習慣に触れることによって、美しい自然景観や人の暖かさ、地域の伝統文化等などを心ゆくまで楽しんでもらうことで田舎の良さを感じ取ってもらうことが第一であることから、各種イベントを通じ森林を生かした都市との交流が更に活発化するよう取り組む。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は次のとおりとする。

| 施設の種類 | 現状 (参考) | | 将来 | | 対図 番号 |
|--------|---------|---------------------------------|------|----|---------------------------------|
| | 位置 | 規模 | 位置 | 規模 | |
| 上米森林公园 | 上米地区 | 案内板 6ヶ所 遊歩道 2,000m 便所棟 1棟 | 上米地区 | | 案内板 6ヶ所 遊歩道 2,000m 便所棟 1棟 |

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町内の小中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、上米生活環境保全林・エコフィールド等を活用しながら森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

大淀川は本町をはじめとする流域4市4町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、「広葉樹植栽事業」を積極的に推進するとともに、上下流域住民参加による植樹や森林保全活動を実施していることから、今後もこれらの活動を継続し、下流の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働き掛ける。

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

本町では、林業従事者の高齢化等により、造林、保育、間伐等の手入れが不足し、水源かん養機能、山地災害防止機能等の低下が懸念されている。大淀川は本町をはじめとする流域4市3町の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、「広葉樹植栽事業」を積極的に推進するとともに、併せて流域の住民団体等への水源の森林造成に参加してもらうように推進する。

(4) その他

なし。

6 その他必要な事項

不在町所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、森林組合、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、啓発活動に努めるとともに、町全体の発展方向に十分留意しつつ、国、県等の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置等の積極的活用により、適切な森林整備の推進を図る。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行う。

さらに、次の事項にも取り組む。

(1)森林国営保険への加入促進

森林国営保険と連動して加入促進を図る。

(2)国有林の利活用に関する事項

本町は、国有林の占める割合が高く、従来から国有林野を活用した分収造林に取り組んできているところである。今後とも地域林業の育成のため連携を図り、文化・教育的に活用が図られるよう推進する。